

## 財産に関する調書

年12月31日現在

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金	.....	
有価証券	.....	
未収入金	.....	
貸付金	.....	
土 地	.....	
建 物	.....	
備 品	.....	
権 利	.....	
貸倒引当金	△.....	
その他	.....	
計 (A)	.....	
負 債		
借入金	.....	
未払金	.....	
前受金	.....	
その他	.....	
計 (B)	.....	
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。